

南国市告示第 29 号

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

南国市長 平山 耕三

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱（平成 24 年南国市告示第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 9 条第 2 項各号列記以外の部分中「住宅耐震改修設計」を「木造住宅耐震改修設計及び非木造住宅耐震改修設計（以下「住宅耐震改修設計」という。）」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「住宅耐震改修工事」を「木造住宅耐震改修工事及び非木造住宅耐震改修工事（以下「住宅耐震改修工事」という。）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。